

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
の公布について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生
主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたので、別添団体各位におかれま
しても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構 本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

保 発 0930 第 5 号
令和 8 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
の公布について

本日公布された「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 8 年政令第 320 号）により、「健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）」附則第一条第四号に掲げる規定は、令和 9 年 3 月 1 日から施行することとされたため、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百二十号

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和九年三月一日とする。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗